

浴室等

9

基本的な考え方

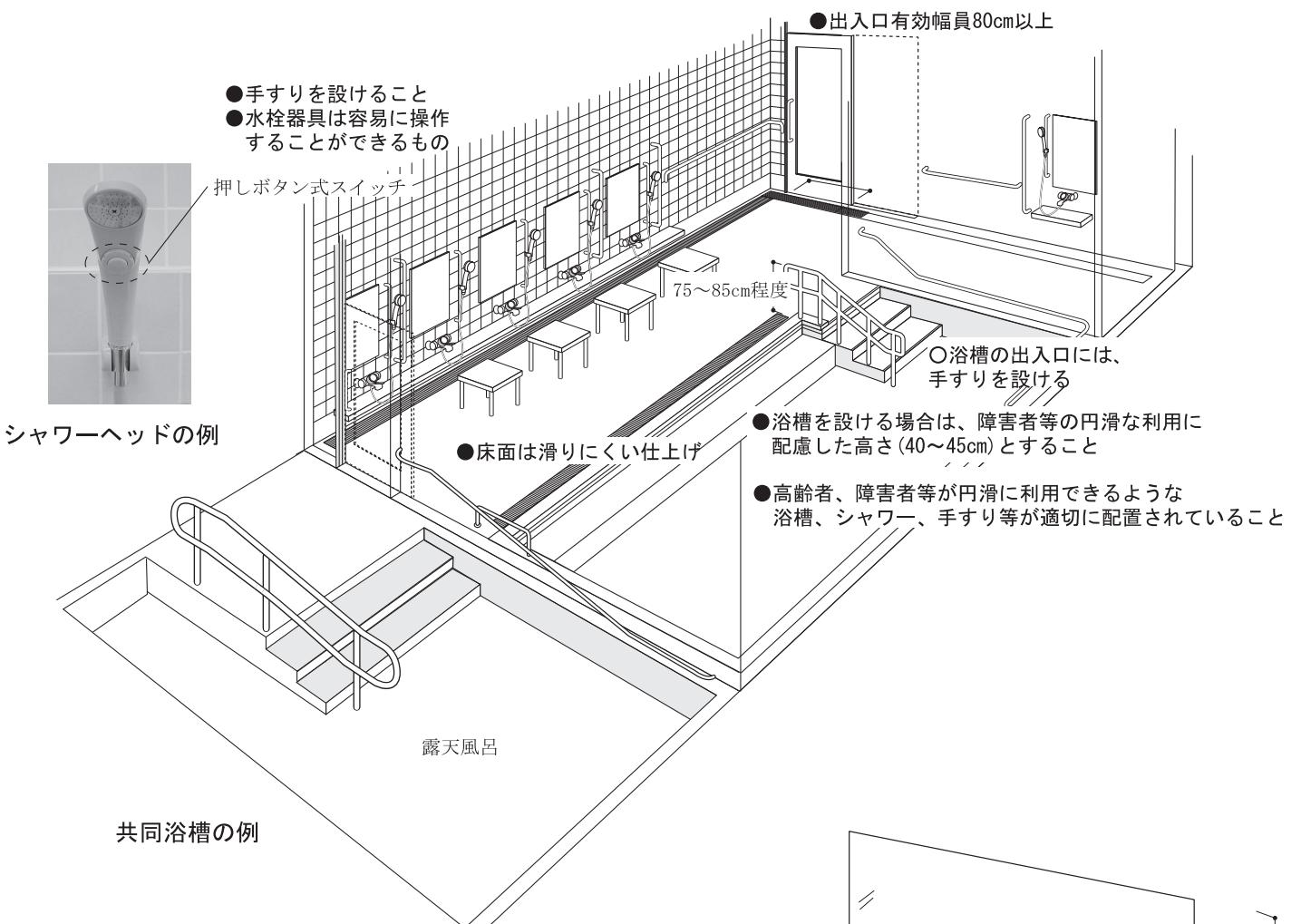
- ・浴室、シャワー室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- ・浴室等は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突出物を設けないこと等について十分配慮する。
- ・温泉施設などに露天風呂を設ける場合には、高齢者、障害者が利用しやすいものとする。

●整備基準

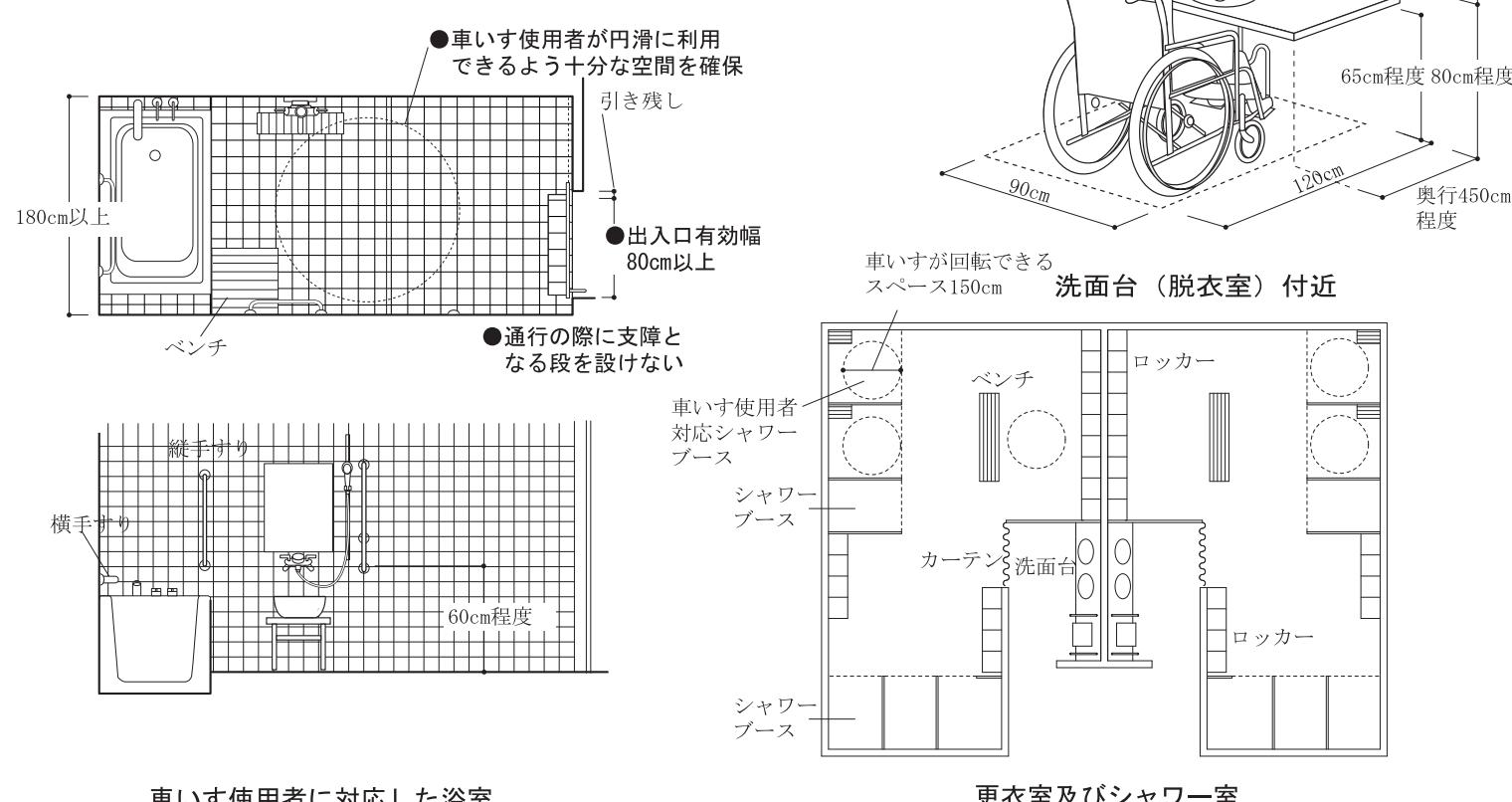
○望ましい基準

解説

	多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室(住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。以下「浴室等」という。)を設ける場合においては、それぞれ一以上(男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ一以上)の浴室等は、次に定める基準に適合するものとすること。		・「浴室等」には、浴室、シャワー室のほか脱衣室、更衣室が含まれる。
(1)出入口	出入口は、8(1)(一)から(四)までに定める基準に適合するものとすること。		
(2)更衣ブース又はシャワーブース	更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を80cm以上とすること。		
(3)各設備	高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	・車いす使用者の移乗に配慮し、バスリフトを設けることが望ましい。 ・シャワーチェアを用意する。 ・非常用呼び出しボタンを洗い場スペース内に適宜設ける。	
(4)段	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。		
(5)水栓器具	水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	・水栓器具はレバー式などの操作のしやすいものとし、その取り付け高さは洗い場から手が届き、かつ、浴槽に座ったまま操作可能なものとする。 ・シャワーヘッドは昇降可能なものとするか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。	・水栓器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により容易に区別できるようにする。



共同浴槽の例



車いす使用者に対応した浴室

9

浴室等